

〔若者移住すまいづくり補助金のご案内〕

町外から転入して新築住宅を取得する  
若い夫婦の方へ補助金を交付します

町への移住促進を図り地域の活性化を目指して、町内で住宅を建築又は新築住宅を購入して転入する若者夫婦世帯に最高80万円の補助を行います。

《補助金額》

住宅と土地を取得したとき：80万円

住宅のみを取得したとき：50万円

《申請期間》

平成31年4月1日（月）から令和元年12月20日（金）まで

《対象となる方》

夫及び妻が、次のいずれにも該当する方

- ア. 平成29年4月1日から令和2年3月31日までに転入していること。ただし、平成28年12月1日以降に転出し再転入していないこと。
- イ. 申請日現在で、満45歳未満であること。
- ウ. 前年度分の市区町村税で滞納がないこと。
- エ. 5年以上定住すること。
- オ. 町内会に加入していること。
- カ. この補助金を受けたことがないこと。
- キ. この補助金の全ての必要書類を申請年度内に提出できること。

《対象となる住宅》

次のいずれにも該当する住宅

- ア. 建物登記の新築年月日は平成29年4月1日以降であり、実績報告までに登記が完了すること。
- イ. 住宅（土地を購入した場合は住宅と土地）の所有権は夫・妻のいずれか又は共有の名義であること。
- ウ. 住宅の床面積は、玄関、居室、台所、風呂、トイレを有する居住用部分が全体面積の2分の1以上で75㎡以上であること。

- エ. 住宅の建築又は購入に係る費用は、申請者が購入した土地の取得費を含めて1,000万円以上であること。
- オ. 建築又は購入の契約相手は、夫及び妻の3親等以内の親族でないこと。
- カ. 対象住宅がこの補助金を受けたことがないこと。

#### 《必要書類》

- 交付申請書の提出【平成31年4月1日～令和元年12月20日】
  - ・住宅の建築又は住宅・土地の購入に係る契約書の写し ※原本持参
  - ・住宅の居住用面積が確認できる書類
  - ・住宅の位置図、平面図、立面図
- 変更（中止）申請書の提出【申請内容に変更（中止）があった時】
  - ・変更の内容が分かるもの
- 実績報告書の提出
  - ・住宅の建築又は住宅・土地の購入に係る領収書の写し ※原本持参
  - ・住民票謄本
  - ・戸籍の附票（夫及び妻の平成28年12月1日から転入までの住所が分るもの）
  - ・前年度分の市区町村税の納税証明書又は滞納がないことを示す証明書（夫及び妻の分）
  - ・建物（土地を購入した場合は住宅と土地）に係る登記事項証明書
  - ・住宅の完成写真（正面・背面・左右側面）
  - ・誓約書
  - ・町内会加入証明書
- 交付請求書の提出【令和2年3月31日まで】

#### 《所得税等の取り扱い》

確定申告において、住宅借入金等特別控除を受ける場合は、住宅の取得の対価からこの補助金の額を控除する必要があります。また、住宅借入金等特別控除は上限が50万円のため、残金は一時所得として申告する必要があります。  
詳しくは税務署又は役場税務課にお問い合わせください。

#### 《その他》

- 補助金の交付後に、補助対象外の事実や不正な行為が認められた場合は、補助金を返還していただきます。
- 交付申請は必要書類が揃いましたら、住宅完成前及び転入前でも申請できます。
- 各種様式は、町のホームページからダウンロードしていただくか、建設課窓口でお受け取りください。
- 交付申請などの届出は、郵送ではなく直接建設課窓口へお願いします。  
（受付時間：平日 午前8時15分～午後5時）

#### 《お問い合わせ》

〒038-3803 青森県南津軽郡藤崎町大字西豊田一丁目1番地 藤崎町建設課建設係  
【TEL】代表番号：0172-75-3111（内線）2232・2233  
直通番号：0172-88-8285  
【ホームページ】<http://www.town.fujisaki.lg.jp/>